

## 6 人権教育の指導内容

### 1 指導内容の構成

指導等の在り方編22ページ

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的に捉えた上で、その指導内容を構成することが必要です。人権教育が育成を目指す資質・能力は、これまで述べてきた三つの側面として捉えることができますが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましいです。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められます。

人権教育をいかにして総合的に位置付け、実践するかについては、様々な工夫や検討が求められています。

#### 【参考】各教科等との関わり

実践編8ページ

##### 各教科

#### ○現行の学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されている教科

→ その内容を反映させた学習活動を展開します。

##### (例) 中学校(社会[公民的分野])の学習指導要領から抜粋

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。」

#### ○現行の学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されていない教科

→ 人権教育の趣旨に添った内容(「思いやりの心」「生命尊重」「国際理解」など)等に関連させて実施できます。

また、「確かな学力」「基本的な生活習慣」「自尊感情」「自己表現力」「想像力や共感的に理解する力」「コミュニケーションの能力」「人間関係を調整する能力」等についても、人権教育の目標である[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]との関わりから捉え、実施することができます。

##### (例) 中学校(理科[第2分野])の学習指導要領解説から抜粋

「生物の生殖や遺伝の学習を通して、生命の連続性について認識を深め、生命を尊重する態度を育てることが重要です。」

##### (例) 中学校(保健体育[体育分野])の学習指導要領から抜粋

「運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、(以下略)。」

##### 特別の教科 道徳

道徳の時間には、「生命の尊さ」、「公正」、「公平」、「社会正義」、「個性の伸長」などの内容に関わる学習を通じて、「自他の権利や生命を尊重」する感性や実践力を育成します。

##### 総合的な学習の時間

教科横断的・総合的な課題、子どもの興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などを設定します。

##### 特別活動

学級活動・ホームルーム活動等において、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成を図るとともに、児童会・生徒会活動や学校行事等を通じ学校生活の充実・発展を目指します。その際、体験的な活動が可能な内容にします。

人権に関する知的理解については、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会を捉えて積極的に取り組むことが求められます。

その場合、指導が単なる知識伝達にとどまらず、子どもがその知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感し、行動に結び付けることができるようにするために、主体的な学習を可能とする指導方法を取り入れることが重要です。なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むことも必要です。

**【参考】知的理解に焦点を当てた指導内容の構成の例**

- ①社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う場合
  - 自分自身に直接関わる問題を提示します。
  - 人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、身に付けられるような幅広い内容構成を工夫します。
  - 単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求、討議等、柔軟で弾力的な指導方法を取り入れます。
- ②総合的な学習の時間等に、人権関連の条約等を教材とする場合
  - 発達段階や子どもの実態に照らして、条約等の一部分のみを教材として取り上げることもできます。
  - 本文の内容をテーマにした話合い、必要な情報の探求等、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進めます。
  - 自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこに相談すれば救済につながるのか等、実践的で具体的な事柄を理解させます。
- ③外国語の時間に、人権関連の条約等の日常英語版テキスト等を教材とする場合
  - 語学的な能力の育成と同時に、実際生活で必要となるような人権に関する生きた知識の習得に結び付けます。

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要です。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要です。その際、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力等について取り上げ、それぞれの育成に取り組むことが重要です。

**【参考】人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容の構成の例**

- ①国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れます。
- ②道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会を捉え、できるだけ直接的な体験を生かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成します。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効です。

**(学習活動の例)**

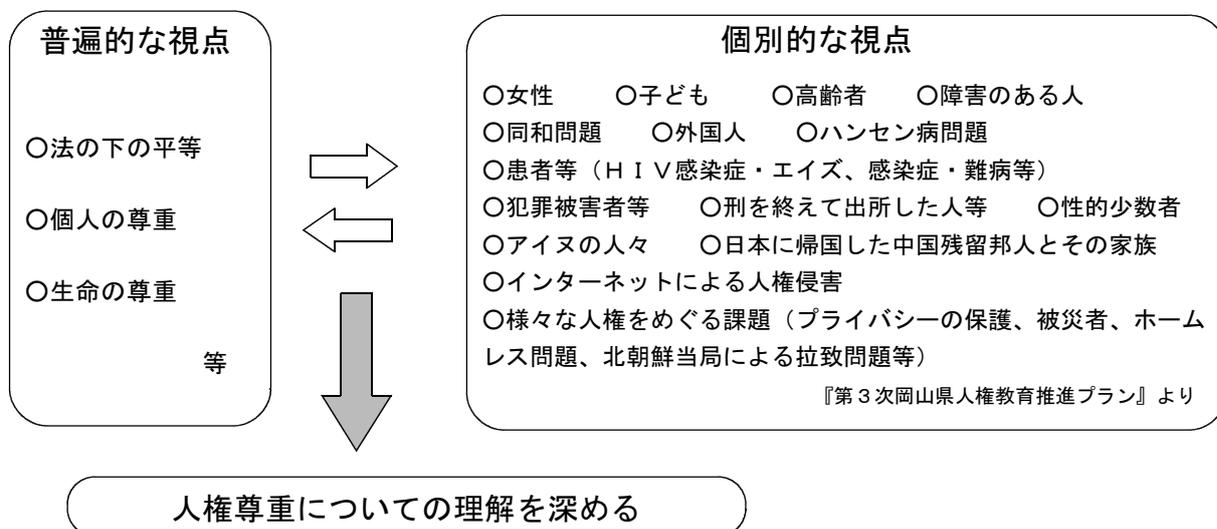
- 肯定的な言葉を掛け合う、人間関係づくりに役立つソーシャルスキル。
- 自分に生じる様々な感情への気づきと肯定的な捉えや、自分の怒りの感情への適切な対処法。
- 攻撃的にならずに、相手に思いを伝える話し方。
- 対立と上手に向き合う方法。

「人権教育指導資料V・VI 人権学習ワークシート集(上・下)」平成20・21年(岡山県教育委員会)

## 2 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチ

実践編～個別的な人権課題に対する取組～1ページ

「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的視点」の両者を相互に関連させることで、人権尊重についての理解が深まります。どちらの視点から学習に入っても、最終的に自他の人権を守る実践行動につながるように、指導内容を工夫することが大切です。



### (学習活動の例)

就職差別解消の取組の理解を通して、法の下での平等の理念について理解を図る。

〈展開〉

1. 就職差別の事例から、どのような問題点があるか考えさせる。
2. 統一応募書類を通して、同和問題等について理解を深め、就職差別解消の取組について理解させる。
3. 職業選択の自由や働く権利の保障について理解させる。
4. 法の下での平等の理念について理解させる。

## 3 効果的な学習教材の選定・開発

指導等の在り方編25～27ページ

人権教育の学習教材の内容を創意工夫することで、人権が尊重される社会づくりを自らの問題として捉え、自ら考えることができるようにする等の教育効果を高めることができます。その際、次のような点に留意します。

### 【参考】学習教材の選定・開発の留意点

- 学習の目的を達成できる内容になっていること。
- 身近な事柄を取り上げ、子どもの興味・関心を生かすこと。
- 身近な事柄からはじめて、子どもたちの日常を超えた社会・地球全体に関わる課題を取り上げることで、人権問題と自らのつながりが見えるような工夫をすること。
- 子どもの実態や発達段階を十分考慮し、学習の目的との関連を検討すること。
- 内容の公正さを吟味すること。
- 身近な事柄を取り上げる場合、プライバシーの保護等に配慮すること。
- 複数の教職員で、内容をよく吟味すること。
- 教材の内容や指導の流れについて、必要があれば、事前に保護者の理解を求めること。

既存の教材や教職員が作成した教材を子どもに与えるだけでは必ずしも十分ではなく、子ども自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にします。また、教職員には、子どもの主体性を引き出すために、知識の一方的な伝達にとどまらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役「ファシリテーター（学習促進者）」としての働きかけが望まれます。

#### 【参考】ファシリテーターとは

ファシリテーターとは、ワークショップのプログラムを進行する人のことをいいます。参加者同士のコミュニケーションを活性化させ、互いの意見を十分伝え合うことができるようにすることがファシリテーターの役割です。ファシリテーション（促進）は、参加者が学習し、実験し、探求し、成長するような環境を築くことを意味します。他人に対して知識と技能を与える「専門家」が行うものではありません。参加者もファシリテーターも経験の分かち合いを通して成長できるようにすることが望まれます。

\* 参考……〈資料〉効果的な教材の例（53ページ）

#### 4 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重

指導等の在り方編32ページ

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められます。学校は、公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく、主体性を持って人権教育に取り組む必要があります。学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければなりません。

また、人権教育は、一人一人の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよう十分留意します。

なお、人権問題や人権教育の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、その内容はもとより、実施の方法等においても、幅広く理解と共感を得られるものにする必要があります。

#### 5 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

指導等の在り方編32ページ

人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、子どものプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくありません。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動等に積極的に取り組もうとすればするほど、個人情報に接する度合いも増すこととなります。

個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要があります。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律をはじめとした関連法律や各地方公共団体の条例に具体的なルールが定められています。

学校においては、これら関連法令等の精神と内容を踏まえ、その原則を侵すことのないよう、担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げながら、その学習活動を進めていく必要があります。人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上で行わなければなりません。

また、人権課題についての学習を実施する際には、当該人権課題の当事者となっている子どもや家族等がいることも想定されます。指導に当たっては、子どもの実態や家庭環境等を十分把握し、子どもの状況に直接重なるようなものは削除したり別の資料に差し替えたりすることや、必要であれば授業後に面談を行うなどの配慮が重要です。

## 〈コラム〉 道徳教育と人権教育

人権教育との関わりという観点から、道徳教育を見る際には、学習指導要領及び解説の次のような記述が参考になります。

例えば、「中学校学習指導要領解説特別の教科 道徳編」（105ページ）には「人間尊重の精神は、道徳教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である。民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、ほかの人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。」と示されています。

人権教育と関わりの深い内容項目としては、例えば、次のようなものが考えられます。

- 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

一方、人権教育は、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成により、人権擁護を実現しようとする意識、意欲や態度を向上させ、実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成する総合的な教育です。

〔第三次とりまとめ〕には、人権教育を通じて育てたい資質・能力については、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の三つの側面から捉えることができると示されています。

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重等の価値的・態度的な側面から捉えられる資質・能力だけでなく、知識的側面、技能的側面から捉えられる資質・能力の育成も重要です。

知識的側面としては、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が示されています。また、技能的側面としては、人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性などが示されています。

道徳教育と人権教育は、どちらか一方だけを行えばよいというものではありません。相互の関連を重視した取組を進めるとともに、それぞれの特性に応じた教育活動を進めることが大切であると考えます。いずれも、価値を押し付けるのではなく、子どもが主体的に学び、身に付けていくものとなるよう工夫することが大切です。